令和8年度小学校・義務教育学校新1年生の保護者の皆様へ

就学援助費(新入学児童生徒学用品費)の前倒し支給のご案内

石狩市教育委員会

石狩市では、令和8年度(令和8年4月)に市内小学校・義務教育学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、本市の認定基準を満たす保護者の方を対象に、就学援助の新入学児童生徒学用品費をご入学前に支給します。希望される場合は以下をご確認の上、期日まで必ずご提出ください。

就学援助とは…経済的な理由により学用品費や給食費等、お子さんの就学に必要な経費の負担が困難 なご家庭に対し、援助を行う制度です。

支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ●令和8年度(令和8年4月)に石狩市内の小学校・義務教育学校に入学されるお子さんがいる方
- ●石狩市教育委員会が定める申請書を期限内に提出された方
- ●「令和7年度就学援助制度」の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する方(詳しくは裏面) ※生活保護を受給している場合は、保護費から支給されますので、今回の申請手続は必要ありません。

支給予定額•支給予定日等

●支給予定額:57,060円(新入学児童生徒学用品費として)

●支給予定日:令和8年2月中旬(申請書記載の口座に振込)

●支給通知:令和8年1月下旬に審査結果を通知します。

※令和7年10月時点での予定であり、変更となる場合があります。変更になった場合は、審査結果を通知する際にお知らせします。

申請方法•申請時期

就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給申請書(兼世帯票)に必要事項を記入し署名押印のうえ、石 狩市教育委員会に提出(郵送可)していただくか、11月頃に各学校で開催される「就学時教室」の際に 入学予定の学校へ提出してください。

●提出期限:令和7年12月26日(金) ※提出期限以降の受付はできません。ご注意ください。

注意事項

- 今回の新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、ご入学後の「令和8年度就学援助」の受給 を希望される場合は、再度申請していただく必要があります。 うち「新入学児童生徒学用品費」は支給済みとなるため、令和8年度の支給対象となりません。)
- 今回の新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後、他市町村に転出される場合は、転出先市町村に本 市で新入学児童生徒学用品費の前倒し支給を行った旨を通知します。
- ・今回、申請漏れや審査結果が否認定となった場合でも、令和8年度当初に「令和8年度就学援助」を別途申請し認定となった場合は、「新入学児童生徒学用品費」として同様の費用を支給します。
 - ※「令和8年度就学援助」の案内と申請書は、1月に送付する入学通知書に同封します。
- 今回の「新入学児童生徒学用品費」の審査に用いる基準は「令和7年度就学援助」の認定基準ですが、「令和8年度就学援助」では新年度の認定基準を用いますので、判定結果が変わる場合があります。

認定基準

以下の1~10のいずれかに該当する場合、援助の対象となります。

1 生活保護が廃止された

6 国民年金保険料が減免された

2 市民税が非課税となった

7 国民健康保険税が減免又は徴収猶予された

3 市民税が減免された

8 児童扶養手当が支給された

4 個人事業税が減免された(通知書の写しを添付)

9 生活福祉資金の貸付をうけた

5 固定資産税が減免された

10 その他経済的理由による

※「10 その他経済的理由」については、令和6年中の世帯の収入額が基準額以下の場合に援助の対象となります。なお、基準額は下記表を目安としてお考えください。

認定の収入基準参考例

(令和7年12月1日現在の年齢)

世帯構成		基準額	
おとな1人 32歳		持ち家	約269万円
こども1人 6歳(新1年	生)	それ以外	約282万円
おとな2人 35歳、33	歳	持ち家	約303万円
こども1人 6歳(新1年	生)	それ以外	約316万円
おとな2人 36歳、34	歳	持ち家	約346万円
こども2人 6歳(新1年	生)、4歳(未就学児)	それ以外	約360万円
おとな2人 40歳、36	 歳	持ち家	約383万円
こども2人 12歳(中学:	生)、6歳(新1年生)	それ以外	約397万円

- 〈注1〉夫婦の場合は、合算した収入額で審査をします。
- 〈注2〉収入とは、給与収入の方(サラリーマン、パート等)の場合は、年間の給与額(源泉徴収票 の「支払い金額」)です。

給与収入以外の方の場合は、所得金額から給与所得者に準じて換算した総収入額を用います。

〈注3〉上記の収入基準は、年齢等の諸条件によっても増減しますので、あくまでも目安としてお考えください。

申請書に添付する書類について

令和7年1月1日現在で石狩市に住民票がない方は、下記の書類を必ず添付してください。

※収入が無い場合であっても、収入が無いことがわかる書類の添付が必要です。

- (1)給与収入、年金収入の方は、所得課税証明書(令和7年度分)、市・道民税特別徴収税額の通知書 又は普通徴収納税通知書のいずれかの写し。
- (2) その他の収入(農業・営業・不動産所得等)の方、年末調整を行っていない方又は収入の無い方等で、所得税の確定申告や市民税の申告をされた方は、上記(1)の書類に加えて、その申告書の控(税務署等受付印のあるもの)の写し。
- (3)認定基準3~9に該当する方は、各種証明書類の添付が必要ですので、下記の提出先にお問い合せください。

お問い合わせ・提出先